

標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示案
に関する意見募集について

令和6年4月
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり標準貨物自動車利用運送約款等の一部改正について検討しています。

つきましては、以下の意見公募要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見公募要領》

1. 意見募集の対象

標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示案について

2. 意見募集期間

令和6年4月23日（火）～令和6年5月22日（水）

3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課までご意見を日本語にて送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス hqt-riyouyakkan@gxb.mlit.go.jp

※ 件名には「標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示案について」と明記してください。

(2) 郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「標準貨物自動車利用運送約款等の一部を改正する告示案について」と明記してください。

4. ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おきください。